

生活福祉資金調査委員会規程

(平成7年9月25日規程第7号)

(所掌事務)

第1条 生活福祉資金調査委員会（以下「委員会」という。）は、小諸市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、生活福祉資金の貸付けに関して次に掲げる事項を調査、審議し、又はこれらの事項に関し会長に意見を具申するものとする。

- (1) 借入申込書及び借入申込者調査意見書の内容に関する事。
- (2) 貸付けの適否及び査定に関する事。
- (3) 延滞利子の減免及び支払猶予に関する事。
- (4) 償還金の支払免除に関する事。
- (5) 一時償還及び貸付の停止に関する事。
- (6) 資金の運用に関する事。
- (7) その他会長が付議することを必要と認めたもの。

(組織)

第2条 委員会の委員は若干名とし、次の関係者をもって組織する。

- (1) 民生児童委員の関係者
- (2) 社会福祉協議会の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者

2 委員は会長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は必要のつど委員長が招集し議長となる。

2 委員会は委員総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、小諸市社会福祉協議会事務局に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。